

まちづくりニュース

発行/北区まちづくり部十条まちづくり担当課

「十条地区まちづくり基本構想」を改定しました。

北区では平成17年度に、まちの将来像及びまちづくりの方針やその実現方策を整理した「十条地区まちづくり基本構想」を策定して、地域住民の皆さんとの協働により、まちづくりを進めてまいりました。

それから5年が経過し、様々な事業を展開し一定の成果が見られる一方、関連計画などの改定や、社会経済情勢の変化を踏まえ、今年度「十条地区まちづくり基本構想」を改定しました。

主な改定の内容について

① 十条地区の区域について

皆様がお住まいである上十条五丁目、十条仲原三・四丁目も十条地区の区域に入りました。

② まちづくりの将来像と方針について

まちの将来像である「にぎわいとやすらぎを奏でるまち - 十条」の実現に向け「まちの骨格づくり」「安全で安心して暮らせるまちづくり」「教育文化施設と連携したまちづくり」「区民とともに進むまちづくり」の4つを方針としました。

③ 今後、展開すべきまちづくり施策を追加しました。

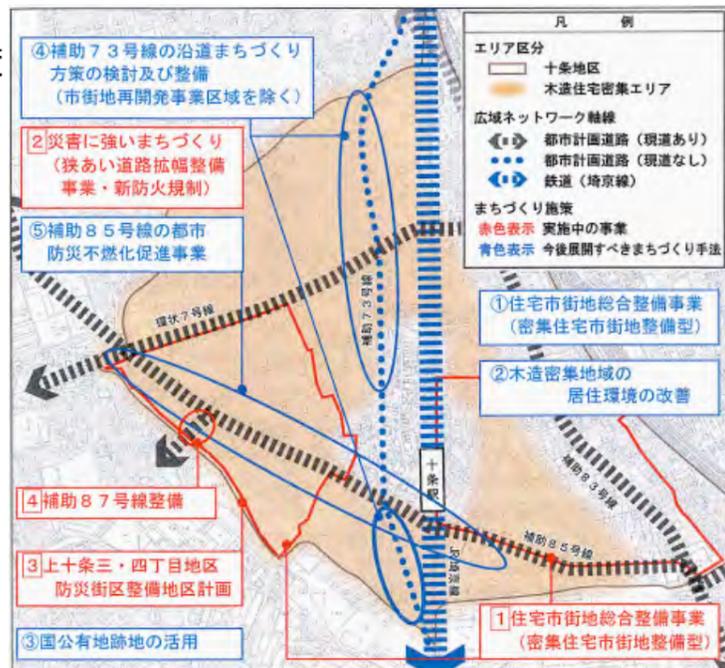
④ 時点更新を行いました。

皆様がお住まいになるまちの具体的なまちづくりの内容については、十条北ブロック部会で皆様と話し合いながら、検討してまいります。

ホームページを更新しました。

ホームページのアドレス

<http://www.city.kita.tokyo.jp/docs/service/001/000132.htm>



発行：平成24年3月

問い合わせ先

北区役所 まちづくり部 十条まちづくり担当課
北区王子本町1-15-22 電話：3908-9162(直通)

「十条地区まちづくり全体協議会」 の『十条北ブロック部会』としての活動が始まりました。

★★★ 十条北ブロック部会の活動報告 ★★★

上十条五丁目、十条仲原三・四丁目が「十条地区まちづくり全体協議会」の『十条北ブロック部会』として、平成23年8月26日(金)、王子第三小学校体育館において「第1回十条北ブロック部会」が開催されました。

さらに、今年度内に第2回目を10月、第3回目が2月に開催されました。

◎ブロック部会での主な議題

- 第1回目・・・東日本大震災における都内の被害状況から十条北ブロックの問題点や課題
- 第2回目・・・まちづくりの先進事例や十条北ブロックの消防活動困難区など
- 第3回目・・・十条北ブロックにおける道路や公園のあり方について
(ワークショップを行いました)

いっしょにまちづくりを考えていくために、ぜひ、ブロック部会にご参加ください。



★★★ 「十条地区まちづくり全体協議会」とは ★★★

当協議会は、町会・自治会、商店街、PTA等を中心にまちづくりの方向性を協議することにより、相互に理解を深め、まちづくりの円滑な推進に資することを目的に平成17年度に設立され、町会や商店街の役員の方々などが中心となってブロック部会を運営し、十条のまちづくりやまちの課題改善などに向けて取り組むものです。

今年度の十条北ブロック部会活動

第1回ブロック部会 平成23年8月26日(金)

「東日本大震災における東京都の被害状況」から「首都直下地震による東京都の被害」「十条北ブロックの問題点と課題」について説明を聞いた後、色々と意見交換が行われました。

当日は集中豪雨にみまわれ、蓋がけ水路である北耕地川の水があふれた箇所もあり、水害問題も抱えていることが報告されました。



第2回ブロック部会 平成23年10月28日(金)

「十条地区まちづくり基本構想」の改定や「まちづくりの先進事例」「十条北ブロックの消防活動困難区域等」についての説明を受けました。

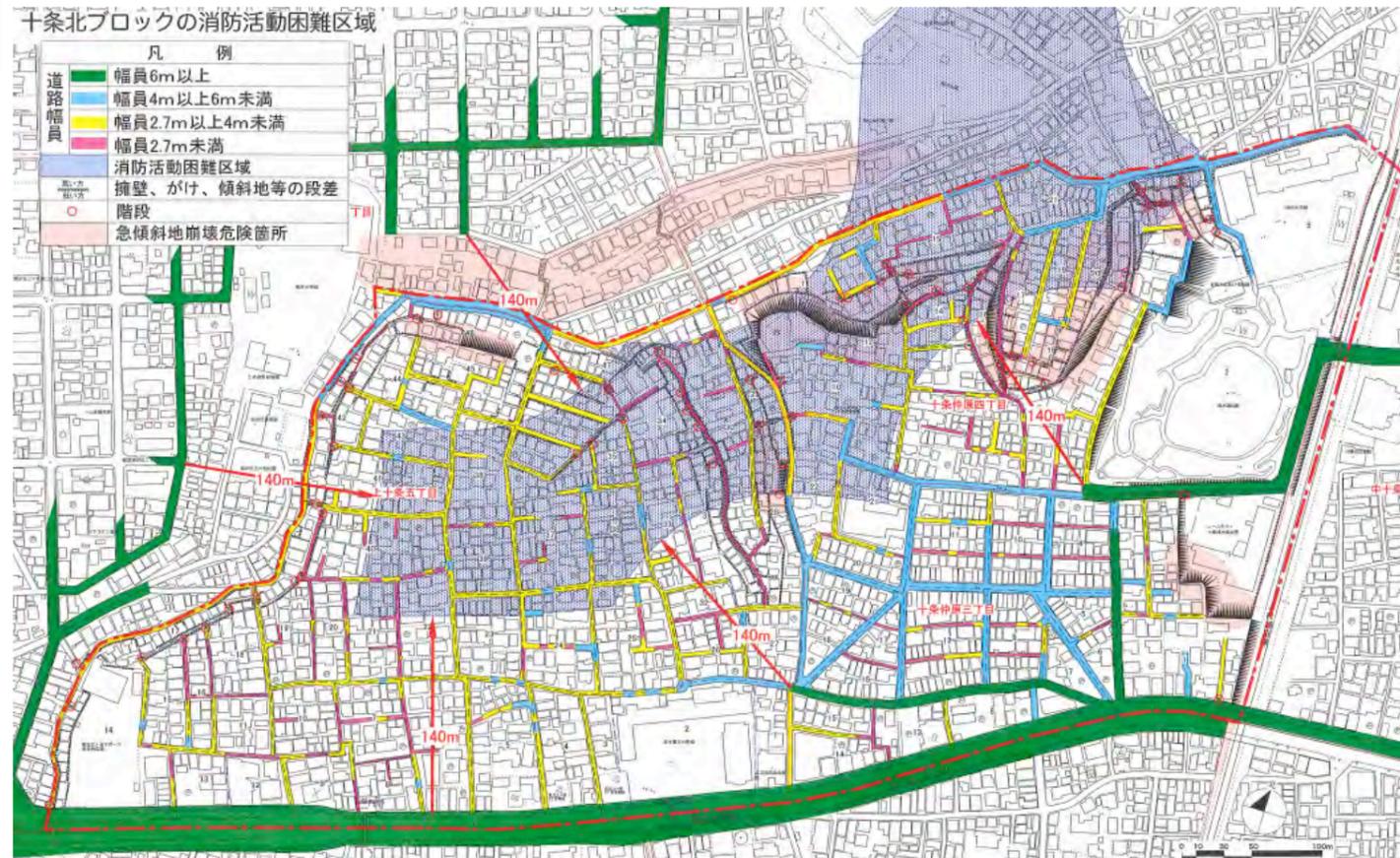
先進事例としては紹介されたのは、環状七号線の南に位置する上十条三・四丁目のまちづくりで、避難経路や消防車の進入路となる道路整備に加え、震災時の消防水利となる防火水槽を設置した公園・広場づくりを進めてきたとのことでした。



第3回ブロック部会 平成24年2月14日(火)

これまでのブロック部会での内容をおさらいした上で、参加者が5つのグループに分かれて、十条北ブロックにおける道路や公園のあり方について話し合い、意見を出し合いました。

すぐにできなくとも、将来あるべき姿を思い浮かべながら、住民と区の相互理解を深め、必要な対策を検討することが、今後、重要であるとのことでした。



※消防活動困難区域とは、防災まちづくりを考える際の指標で、幅員6m以上の道路から140m以上離れた区域で、震災発生時に消火活動に問題となりにかねない区域のことです。

※急傾斜地崩壊危険箇所とは、崩壊の危険性がある傾斜地(傾き30°以上)で、崩壊によって危害を受ける住民のいる土地のことです。

東日本大震災における都内での被害

平成23年3月11日から一年経過しました。

大震災で被災された多くの方々に謹んで哀悼の意を表します。

この日、都内全域では震度5弱や5強のゆれを記録し、北区でも建物全半壊など多くの被害が出ました。

今危惧されている首都直下地震でのゆれは、震度6弱以上といわれています。

東日本大震災での経験を踏まえ、改めて身の安全を考えましょう。



熱帯魚用のヒーターや白熱灯スタンドの転倒が原因となった火災もあります。被害は思いもしない形で発生しています。

今一度、家の中の家具をはじめ、転倒の恐れのあるものや危険なものがないかをご確認ください。



○ 東京都における主な被害

- 死者：7人
- 負傷者：113人
- 建物全半壊：123棟
- 建物一部損壊：2,953棟
- 火災：33件
- ブロック塀の倒壊：106箇所
- 道路被害：71箇所
- がけ崩れ：6箇所
- 液状化被害：7区

(東京消防庁より)

まちづくりニュース

発行/北区まちづくり部十条まちづくり担当課

「十条北ブロック部会だより」

防災問題をはじめ、日常生活の利便性を向上させるには、道路・公園のあり方を考える必要があります。ブロック部会での話し合いを通じて、道路の整備については整備すべき優先道路を決め、今後更に話し合いを重ねていきたいと思ひます。



北区の各種支援制度

1. 狭あい道路拡幅整備事業（北区まちづくり部建築課：03-3908-9194）

建築基準法に規定する 4m 未満の道路に接する敷地に建築物を建てる場合には、道路後退が必要となります。後退する部分が一定の要件を満たす場合には、区が後退整備します（要申請）。また、後退整備において、すみ切りの築造、既存の門扉の撤去に対し、区の要綱の範囲内で助成します。（詳しくは担当課にお問い合わせください）

2. 擁壁等安全対策支援事業助成（北区まちづくり部建築課：03-3908-1240）

地震、台風及び集中豪雨等の自然災害に備えて、道路等に面する高さ 1.5m 以上のがけ及び既存の擁壁で防災上危険であると認められるがけ・擁壁等の改修工事を行う方に、改修工事に必要な経費の一部（限度額 400 万円、工事費用の 3 分の 1）を助成しています。（詳しくは担当課にお問い合わせください）

昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造住宅であれば、木造民間住宅耐震診断士等派遣事業や木造住宅耐震補強設計事業、環状七号線に面した建物であれば、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業をはじめ、地震発生時に迅速な避難が困難な高齢者等の安全を確保するための耐震シェルター等設置工事費など、各種の支援策をご用意しています。

発行：平成 25 年 3 月

問い合わせ先

北区役所 まちづくり部 十条まちづくり担当課
 北区王子本町 1-15-22 電話：3908-9162（直通）

『十条北ブロック部会』として、
防災まちづくりに向けた話し合いを進めています。

★★★★

十条北ブロック部会の活動報告

★★★★

2年目を迎えた『十条北ブロック部会』では、国のまちづくりの支援制度である密集事業（住宅市街地総合整備事業）の導入に向け、道路・公園のあり方についての話し合いを進める一方、1月から2月にかけて、北区が実施した「まちづくりに関するアンケート調査」の結果概要の説明を受けました。

ブロック部会が3年目となる25年度では、密集事業の計画を取りまとめるとともに、防災まちづくりに向けたまちづくりや建替えのルールづくりにも目を向けていきたいと思ひます。

◎ブロック部会での主な議題

- 第4回目・密集事業の導入検討について
（道路・公園のあり方に関するご意見のとりまとめ）
- 第5回目・密集事業の導入検討について（2回目）
（道路と公園などの整備に関する意見交換など）
- 第6回目・まちづくりに関するアンケート調査結果について
密集事業の導入に伴う現況調査の結果について



★★★★

「十条地区まちづくり全体協議会」とは

★★★★

当協議会は、町会・自治会、商店街、PTA等を中心にまちづくりの方向性を協議することにより、相互に理解を深め、まちづくりの円滑な推進に資することを目的に平成17年度に設立され、町会や商店街の役員の方々などが中心となってブロック部会を運営し、十条のまちづくりやまちの課題改善などに向けて取り組むものです。

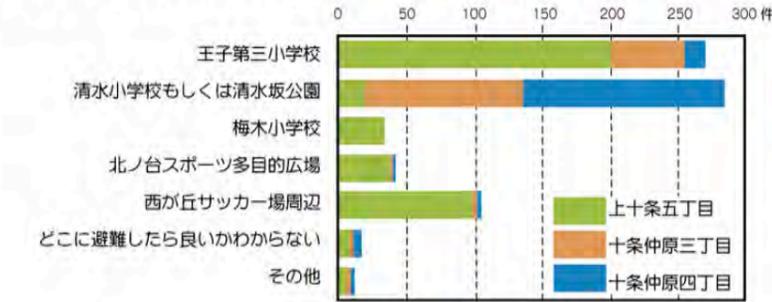
いっしょにまちづくりを行うために、ぜひ、ブロック部会ご参加ください。

まちづくりに関するアンケート調査結果（概要）

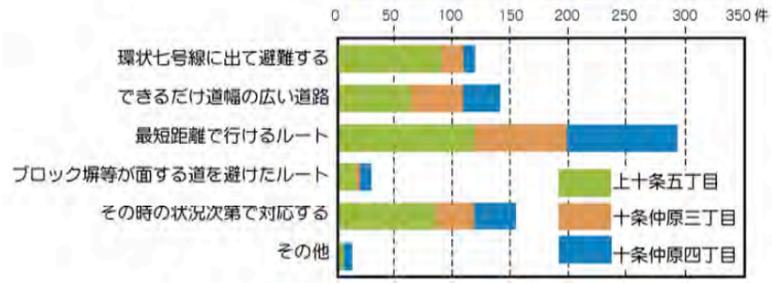
お詫び・・・皆様から頂戴いたしました多くのご意見は、紙面の都合で割愛させていただきましたが、ご意見の意図を真摯に受け止め、可能性の有無を見極めながら、今後のまちづくりにできるだけ活かしたいと思います。

平成25年1月下旬から2月上旬にかけて実施いたしました「まちづくりに関するアンケート調査」では、2,793通の調査票を配布した結果、698通の回答（回収率25.0%）をお寄せいただき、改めてお礼申し上げます。

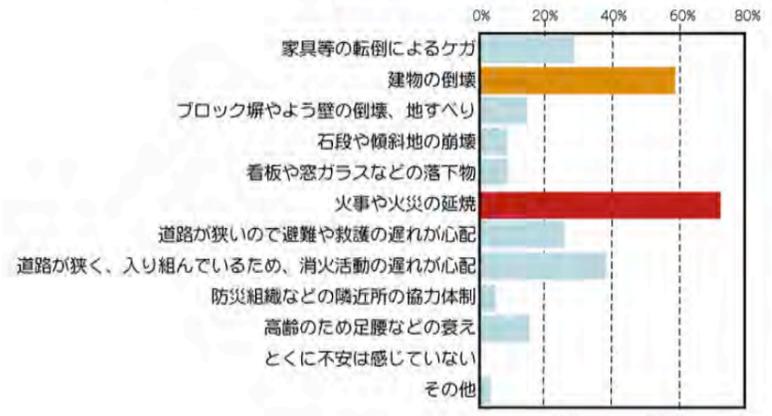
質問1 震災時に、避難する場所の回答では、上十条五丁目では、一時集合場所の王子第三小学校や避難場所の北ノ台スポーツ多目的広場、十条仲原三・四丁目では、避難場所の清水小学校もしくは清水坂公園との回答が多い中で、上十条五丁目では、避難所の梅木小学校をはじめ、清水小学校もしくは清水坂公園との回答も見受けられます。



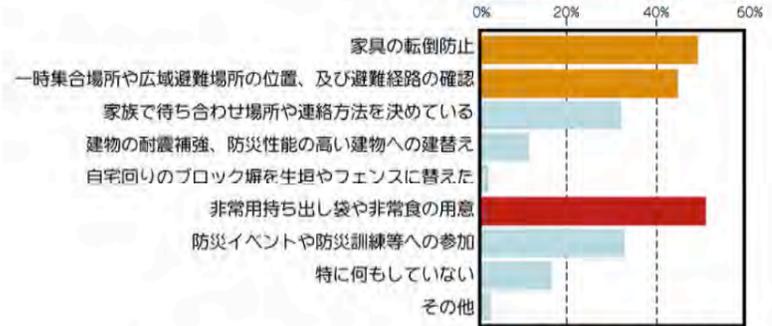
質問2 避難ルートでは、最短距離のルートを選ばれる方が多い結果でした。しかし、震災発生から時間の経過とともに、火災の状況などは色々と変化します。そうした状況変化も考慮して、普段から色稲避難ルートを想定して、その道筋や周囲の様子を確認してください。



質問3 大きな地震などへの不安要因としては、火事や火災の延焼を筆頭に、建物の倒壊との回答が高くなっていますが、道路が狭いことによる避難や救護の遅れ、あるいは消火活動の遅れを危惧されている方も多い状況です。



質問4 取り組んでいる防災対策として、自助に分類される、非常用持ち出し袋などの準備、家具の転倒防止、そして避難先の確認が多く、共助にもつながる建物やブロック塀の倒壊対策といった経済的な負担を要するものが敬遠されているように感じられます。

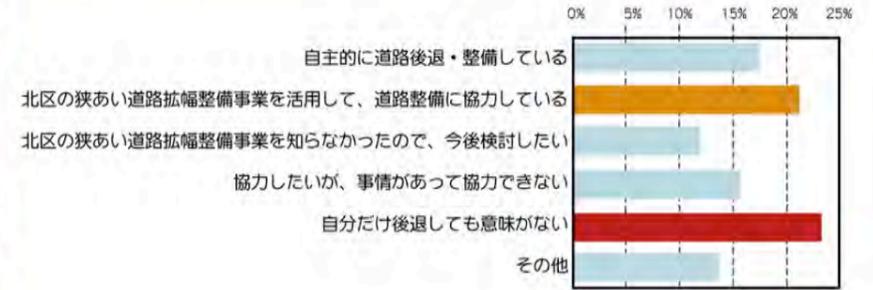


質問5 「災害に強いまちづくり」として望まれる取り組みでは、狭い道路の改善を求める方がもっとも多く、次に避難や消防車の進入路となる広い道路の整備、木造建物の耐震化や不燃化、日頃の防災対策などと続き、道路問題に高い関心が寄せられていました。



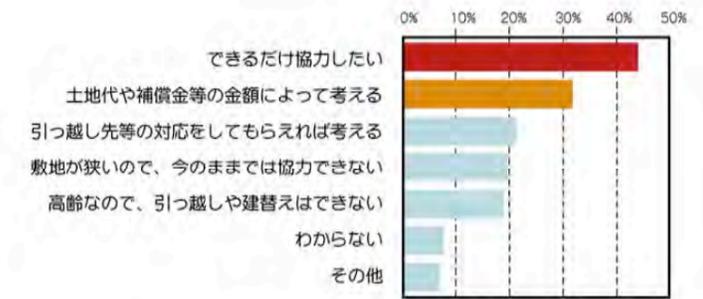
質問6 狭あい道路（幅員4m未満）の整備についての質問では、道路の改善を求める方が多い反面、幅員4m未満道路整備については、自分だけが後退しても意味がないと答える方も多い状況です。

また、北区の「狭あい道路拡幅整備事業」を活用された方も多く、制度内容を知らなかったとの声も多く見られます。

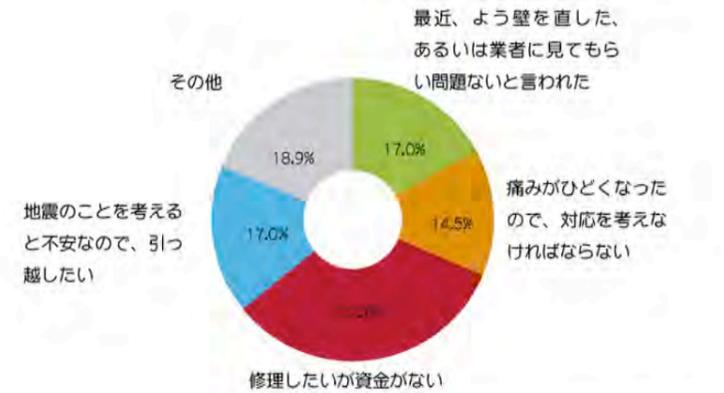


質問7 ご自宅前の道路を幅員6メートル以上に拡幅整備に関する質問では、できるだけ協力したいとの心強い回答が多く寄せられました。また、土地代や補償内容によるや引越先などの対応を求められている方も多い状況です。

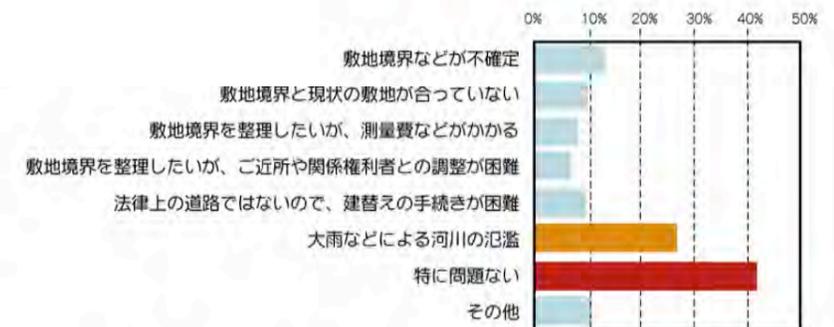
反対に、敷地が小さくなるやご高齢ゆえに、協力できないとの回答もありました。



質問8 よう壁の定期点検などの質問では、現在のような壁の状況についてよう壁の修理や業者による点検で問題ないとの回答を得た方が2割弱に止まった反面、痛みがひどく、対応を考えなければならない方や修理したいが資金がないと答えた方が全体の5割弱となっています。



質問9 北耕地川という蓋がけした水路について、特に問題ないの方が4割強であるものの、敷地境界問題をはじめ、法律上の道路でないため、建替えの手続きが困難な方が回答者の4割を占めています。



質問10 「地区計画」によるまちづくりのルール（規制）問題では、避難や消防車の進入路確保などのための道路拡幅を筆頭に、敷地の細分化防止、家と家の間隔を一定以上空ける、道路に面したブロック塀の禁止、地区にふさわしくない用途の建物の禁止などを求める声が多い状況です。

